

定額減税を十分に受けられないと 見込まれる方へ

定額減税調整給付金のご案内

※この通知を受け取られた方は、原則、**申請手続きは不要**です。

定額減税調整給付金は、令和6年度の個人住民税・令和6年の所得税に係る定額減税の対象者で、定額減税前の税額が定額減税可能額に満たない方を対象に、その差額を給付するものです。

※諏訪市では本事業の一部を(株)エスプールグローバルに委託して実施しています。

給付額

給付額は対象者ごと異なります。

以下の(1)と(2)の合計額を万円単位へ切り上げた金額を給付します。

- (1) 個人住民税所得割分定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額
- (2) 所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）※

※令和6年分所得税額は令和6年中に確定しないため、前年分の所得税額からの推計により算出します。

定額減税可能額とは？

定額減税可能額は、以下のとおり算出します。

個人住民税所得割分	所得税分
1万円 ×減税対象人数※	3万円 ×減税対象人数※

※減税対象人数：納税者本人+控除対象配偶者+扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）

※「控除対象配偶者」、「扶養親族」について、国外居住者は対象外となります。

給付額の計算例



家族構成：夫（納税者）・妻（控除対象配偶者）・子（小学生）

夫の税額：個人住民税所得割分 2万5千円 所得税分 6万円

(1)個人住民税所得割分	(2)所得税分	給付額
(定額減税可能額) 1万円×3人＝3万円 ⇒3万円－2万5千円＝ 5千円 (控除しきれない額)	(定額減税可能額) 3万円×3人＝9万円 ⇒9万円－6万円＝ 3万円 (控除しきれない額)	(1)+(2)=3万5千円 →万円単位へ切り上げ 給付額：4万円

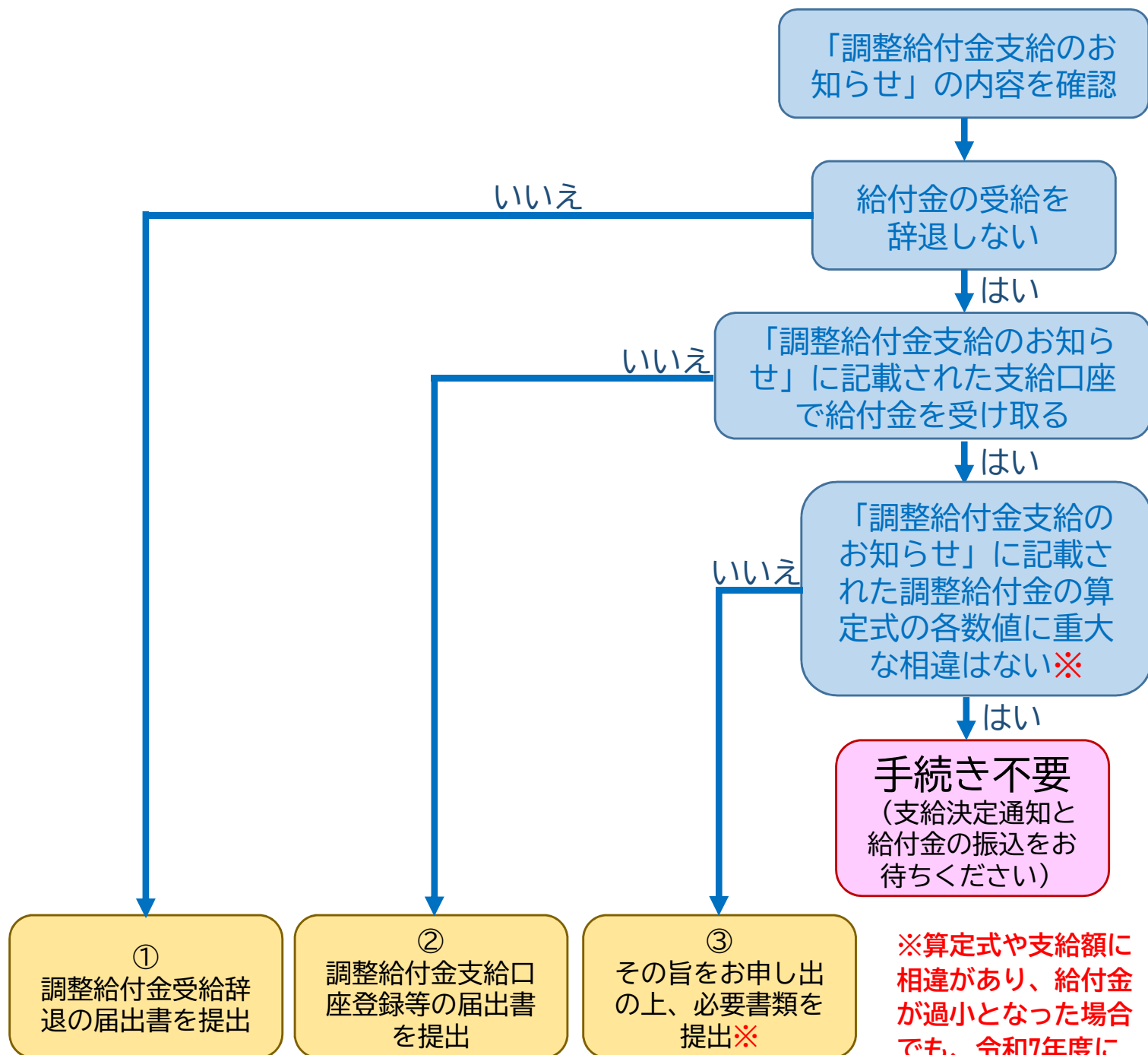
以下のいずれかに該当する場合のみ**8月26日**までに手続きが必要となります。詳しくは、裏面をご覧ください。

- 調整給付金の受給を辞退する場合
- 「調整給付金支給のお知らせ」に記載された振込先口座を変更する場合
- 「調整給付金支給のお知らせ」に記載された調整給付金の算出式に重大な相違がある場合

【お問合せ】 諏訪市定額減税調整給付金コールセンター

TEL：0570-023-306（開設時間8：30～18：00）

調整給付金受給までの流れ



①②③いずれの場合も8月26日(月)までに必要書類を提出してください。

※算定式や支給額に相違があり、給付金が過小となった場合でも、令和7年度に不足分を給付する措置が講じられます。

手続きに必要な書類等の入手方法

- ①「調整給付金受給辞退の届出書」が必要な方
- ②「調整給付金支給口座登録等の届出書」が必要な方
諏訪市ホームページよりダウンロードの上、必要事項を記入し市役所へ郵送又は持参ください。
＜郵送先＞〒392-8511 諏訪市役所 企画政策課 企画政策係（封筒への宛先住所記載不要）
- ③「調整給付金支給のお知らせ」に記載された調整給付金の算定式の各数値に重大な相違を認める方
諏訪市役所企画政策課（☎0266-52-4141（内線321・322））までお申し出ください。その後、必要となる書類等についてご案内いたします。

【お問合せ】 諏訪市定額減税調整給付金コールセンター
TEL：0570-023-306（開設時間8：30～18：00）



諏訪市ホームページ